

高槻市営バス

妊婦特別運賃制度（このとりパス）のご利用について

◇高槻市営バスでは、子育て世代への移動支援制度として、平成30年10月1日（月）から、関西圏では初めてとなる「妊婦特別運賃制度（このとりパス）」の運用を開始しました。本制度の申請方法や市営バスのご利用方法は以下のとおりです。

<このとりパスの申請方法>

- ・母子健康手帳の交付申請時に、別途、申請していただくことで、このとりパスをお受取になれます。また、このとりパスは、交付されたその日からご利用いただけます。

<このとりパスについて>

- ・このとりパスの券面は、右のようなデザインとなっています（紙証）。
- ・パスの受取後、ご本人の顔写真を貼り付けてください。



<市営バスのご利用方法>

- ・市営バス全線どこでも、1乗車につき100円でご利用できます。
- ・降車の際に乗務員にパスを提示していただき、現金で100円お支払いください。ICカードでの精算はできません（現金のみ）。
- ・妊婦ご本人（高槻市在住）＋付添い人（小学生以上の方で、血縁関係は問いません）1名まで、それぞれ100円でご利用できます。
- ・山間路線ご利用の場合でも整理券は不要です。
- ・乗車時、降車時とも、ICリーダーへのタッチは不要です。

<このとりパスの券面デザイン>

<その他注意事項>

- ・利用期限は交付時にパスの券面に記載していますが、令和4年11月1日（火）以降は、「出産予定日の月プラス5か月後の月末」までご利用できます。
- ・出産後は、検診の際などにパスをご返却ください（事後アンケートをお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします）。
- ・**紛失された場合、再発行はできません**ので、大切にお持ちください。
- ・令和4年11月1日（火）以降、折損等の場合は、表面記載の必要事項等が確認できる場合に限り、本証を回収し再交付します（所定の手数料：200円を申し受けます）。
- ・このとりパスを交付する際、交付済として、母子健康手帳に押印させていただきます。

■お問い合わせ先 <平日 8:45~17:15>

高槻市交通部 総務企画課 072-677-3507（市営バスの利用に関するお問い合わせ）